

平成21年度 第3回倉敷市環境審議会

日時 平成22年3月18日（木）14:00～

場所 倉敷市役所 207会議室

1 開会・あいさつ

2 議 題

（1）平成22年度衛生費当初予算の概要（主なもの）について

（2）主要な計画の策定状況等について

ア 次期環境基本計画の策定状況について

イ（仮称）倉敷市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定状況について

ウ 次期自然環境保全実施計画（くらしきネイチャープラン）の策定について

3 その他

4 閉 会

平成 2 2 年度衛生費当初予算の概要（主なもの）

【新規事業】

○電気自動車等購入費補助事業・・・事業費：900万円

走行時にCO₂を排出しない電気自動車の購入及び不特定多数の方が利用可能な急速・倍速充電器の設置に対して補助を行う。

（補助額） ・電気自動車 20万円 ・急速充電器 10万円

○電気自動車普及啓発モデル事業・・・事業費：216万円

市が所有する電気自動車を、閉庁日に試乗用として市民や観光客に貸し出し、電気自動車を体験してもらうことで、普及促進につなげる。

○LED照明設置費補助事業・・・事業費：200万円

住宅用のLED照明の設置・改修費用について補助を行う。

○エネルギー使用量削減計画策定事業・・・事業費：452万円

省エネ法により義務付けられた、エネルギー使用量削減の中長期計画を策定するために、エネルギー使用量調査及び削減計画の策定を委託する。

○環境フェスティバル実施事業・・・事業費：39万円

従前の環境月間啓発事業の見直しを行い、環境月間のメインイベントとして環境関係啓発のための総合的なフェスティバルを実施する。

【その他主要計画策定事業】

○次期環境基本計画策定事業・・・事業費：207万円

平成23年度からの新たな環境基本計画の策定を行う。

○地球温暖化対策実行計画策定事業・・・事業費：1,098万円

平成23年度からの（仮称）倉敷市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定を行う。

○くらしきネイチャープラン策定事業・・・事業費：83万円

平成23年度からの新たな倉敷市自然環境保全実施計画の策定を行う。



次期環境基本計画の策定状況について

H22.3.18 環境政策部環境政策課



1 環境基本計画策定の経過状況

- 1 平成21年6月5日 第1回倉敷市環境審議会
次期環境基本計画策定方針（案）について決定
- 2 平成21年10月23日 第2回倉敷市環境審議会
アンケート調査票について、ご審議を頂く
- 3 平成21年11月9日～ アンケート調査の実施
11月9日～24日までの期間で、一般市民3,500人を対象に郵送によりアンケート調査を実施。回答者数1,512人、回収率43.2%
※アンケート結果・・・別添「報告書」のとおり
- 4 ・平成21年11月11日 第1回環境保全推進本部幹事会
・平成21年11月16日 第1回環境保全推進本部
・平成21年11月17日 第1回環境保全推進本部主幹課長会
次期環境基本計画策定方針に基づき、計画策定体制及びワーキンググループの構成を決定。
- 5 平成21年12月24日 第1回環境基本計画策定ワーキンググループ
次期環境基本計画の骨子（案）の検討



【参考】ワーキンググループ構成員

環境基本計画策定ワーキンググループ員名簿

局	部	室・課
企画財政局	企画財政部	企画経営室
		財政課
	まちづくり部	新市・まちづくり推進課
		市民活動推進課
総務局	総務部	総務課
環境リサイクル局	環境政策部	地球温暖化対策室
		環境衛生課
	リサイクル推進部	産業廃棄物対策課
		一般廃棄物対策課
		環境施設課
	下水道部	下水建設課
文化産業局	商工労働部	商工課
	農林水産部	農林水産課
建設局	都市計画部	都市計画課(都市景観室)
		交通政策課
	土木部	公園緑地課
	建築部	住宅課
水道局		水道総務課
教育委員会	学校教育部	指導課
	生涯学習部	生涯学習課



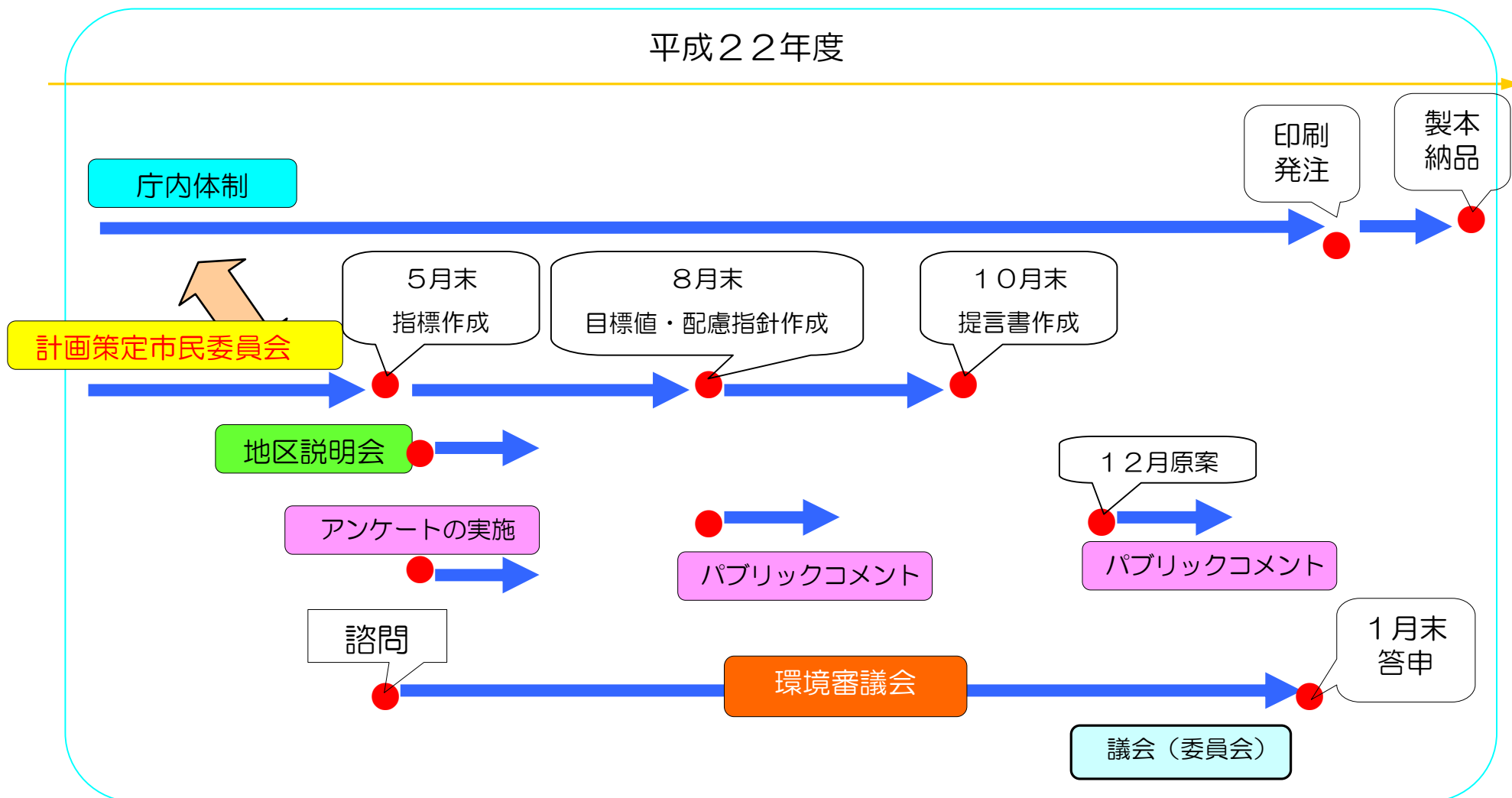
1 環境基本計画策定の経過状況

- 6 平成22年1月13日 第2回環境基本計画策定ワーキンググループ
施策体系骨子（案）の作成
- 7 ・平成22年1月19日 第2回環境保全推進本部主幹課長会
・平成22年1月27日 第2回環境保全推進本部幹事会
・平成22年2月 1日 第2回環境保全推進本部
次期環境基本計画の施策体系骨子（案）決定
※施策体系骨子（案）・・・別添資料1・2・3・4
- 8 平成22年2月9日 「環境基本計画策定市民委員会」委員の任命通知
委員数・・・15名
【内訳】
・一般応募委員・・・10名
・第六次総合計画策定市民委員会（生活環境部会）委員・・・5名
※委員名簿・・・別添資料5
- 9 平成22年3月11日 第1回環境基本計画策定市民委員会
・委員長、副委員長の選任
・部会の設置及び部会長、副部会長の選任



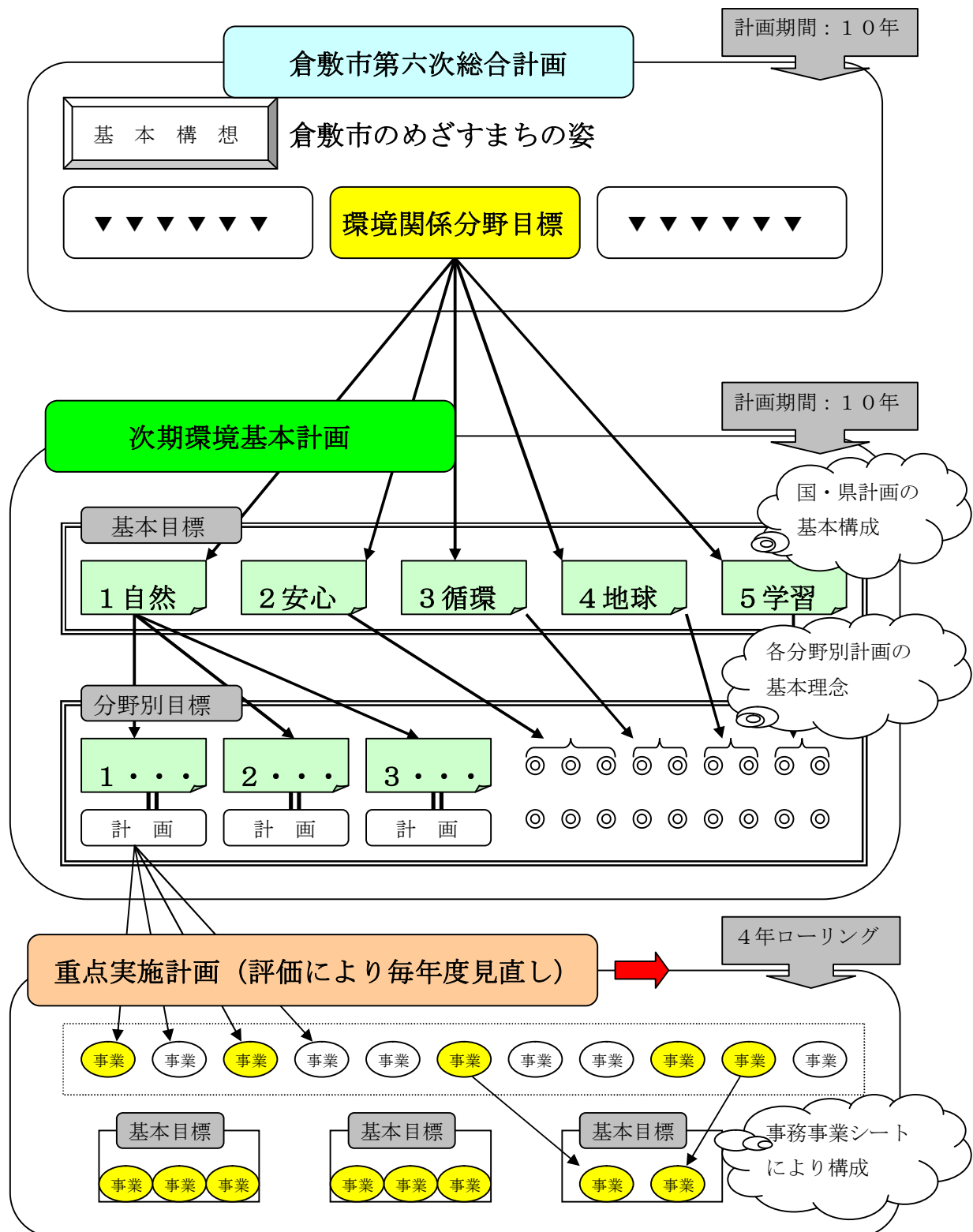
2 環境基本計画策定スケジュール（概要）

次期基本計画（計画期間：平成23年度～）の策定スケジュール（概要）は次のとおり。

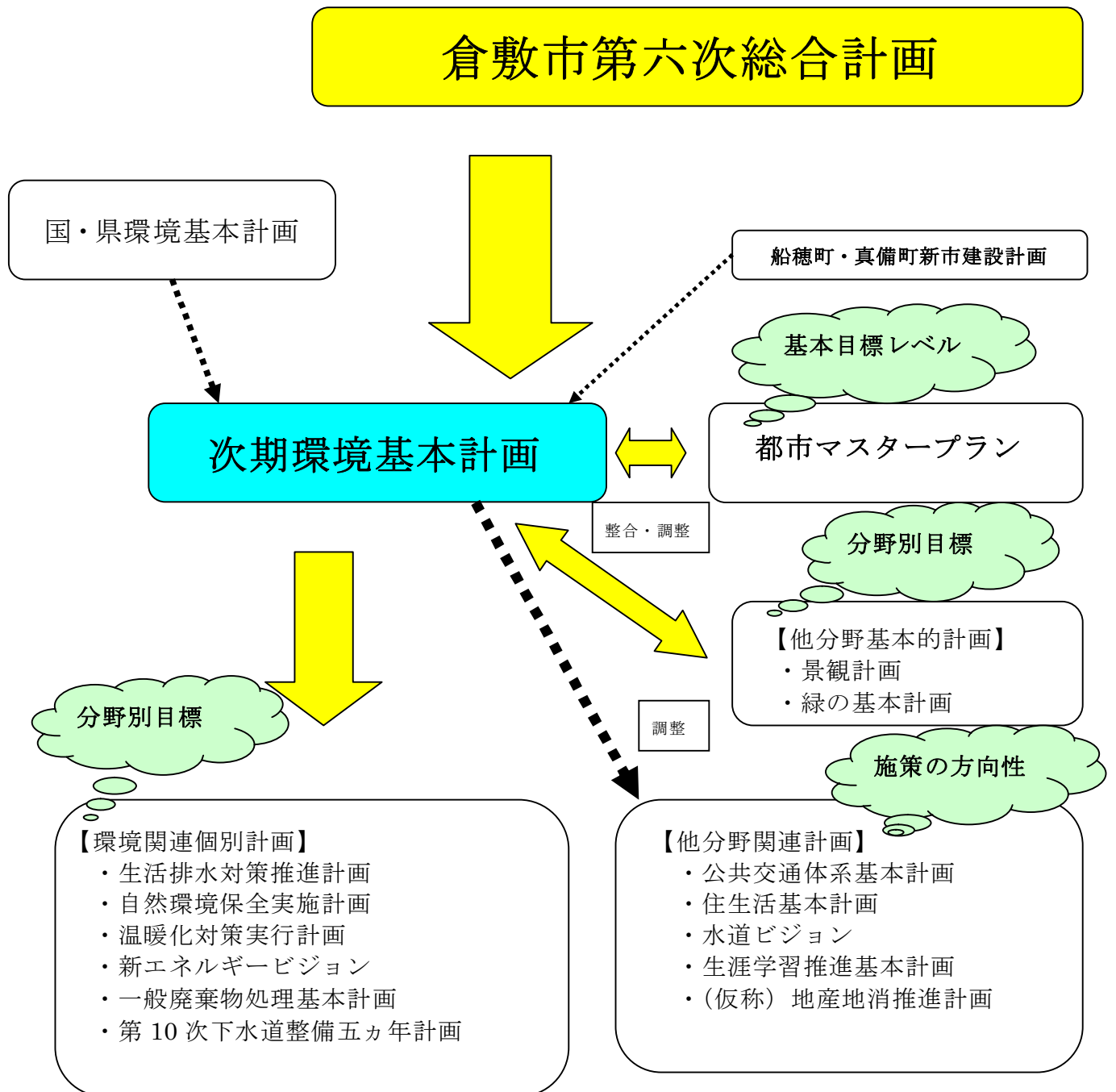


資料：1

次期環境基本計画概念図



計画の位置付け



第六次総合計画基本構想の、環境分野の「めざすべきまちの姿」

次期環境基本計画施策体系図(案)

基本目標

1 自然環境と経済発展のバランスが保たれ、魅力的な景観を有しているまち

【総合計画生活課題】

- ・経済や開発による発展と自然保護・環境保全のバランスが保たれている
- ・美観地区などの歴史的な景観が保全されるとともに、まち全体としても魅力的な景観を有している
- ・子どもたちが自然にふれあい、健やかに育っているまち

2 水と空気と大地がきれいで、安心して暮らせるまち

【総合計画生活課題】

- ・市内の全ての地域で、水と空気がきれいである

3 リデュース、リユース、リサイクルが徹底され、循環型社会が形成されたまち

【総合計画生活課題】

- ・リデュース(ごみの発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(ごみの再生利用)が徹底され、循環型社会が形成されている
- ・ごみがポイ捨てされておらず、まちがきれいである

4 地球温暖化対策に対する意識を持ち、行動しているまち

【総合計画生活課題】

- ・地球温暖化対策に対する意識を持ち、行動している

5 環境意識を持ち市民一人ひとりが行動するまち

【総合計画生活課題】

- ・子どもたちが自然にふれながら、健やかに育っている

分野別目標

1 自然環境保全関係 【自然環境保全実施計画】

2 緑の保全、緑化の推進 【緑の基本計画】

3 景観づくり 【景観計画】

4 地域経済対策

1 大気環境の保全

2 水環境の保全 【生活排水対策推進計画】
【下水道整備五箇年計画】

3 生活環境(環境衛生、化学物質等)

1 ごみの排出抑制 【一般廃棄物処理基本計画】

2 廃棄物の適正処理 【一般廃棄物処理基本計画】

1 温室効果ガス削減 【地球温暖化対策実行計画】
【住生活基本計画】
【公共交通体系基本計画】

2 新エネルギー 【地球温暖化対策実行計画】

1 子どもの環境教育 (【生涯学習推進基本計画】)

2 市民全体の学習 【生涯学習推進基本計画】

施策の方向性

目標ごとに、主な施策を記載

〇〇〇〇〇健全で恵み豊かな環境(環境最先端都市「グリーン自治体」を目指して)

施策体系新旧比較表

【変更のポイント】
・分野別目標を追加
・温暖化対策を基本目標に設定
・経済対策関係、子どもの環境教育を分野別目標に追加

現行環境基本計画

めざすべき環境像	
自然と人とが共生し歴史と文化の薫る健全で恵み豊かな環境	
基本目標	
緑豊かな自然と人との共生する環境	
主要施策	
身近な自然の保全	}
水辺の保全	
緑の保全と緑化の推進	
希少野生生物の保護	
自然とのふれあいの促進	
景観、歴史文化の保全	
基本目標	
健康で安心して暮らせる環境	
主要施策	
大気汚染の防止	
水質汚濁の防止	
騒音・振動の防止	
悪臭の防止	
新たな化学物質による環境汚染の防止	

基本目標	
環境にやさしい循環型社会の構築	
主要施策	
地球環境の保全	
省エネルギー対策	
新エネルギーの推進	
資源の有効利用の促進	
廃棄物減量とリサイクルの推進	
廃棄物の適正処理の推進	

基本目標	
市民参加による環境づくり	
主要施策	
環境教育・環境学習の推進	
市民・NPO等との協働	
環境情報の収集・活用・公開・公表	

次期環境基本計画

めざすべき環境像	
〇〇〇健全で恵み豊かな環境	
基本目標	
1 経済の発展と環境保全のバランスが保たれ魅力的な景観を有しているまち	
分野別目標	
1 多様な自然環境を保全し、自然とのふれあいを促進します。	
施策の方向性	
1 身近な自然と水辺の保全	
2 希少野生生物の生息・生育環境の保全	
3 自然とのふれあいの促進	
2 まちの緑化を推進し、うるおいと安らぎのある生活空間の形成を目指します。	
施策の方向性	
1 緑の保全	
2 緑化の推進	
3 都市公園等の整備	
3 伝統に根づいた風格のある美しい倉敷の景観づくりを推進します。	
施策の方向性	
1 豊かな自然環境と、歴史的資産を活かした都市景観づくり	
2 地域の成り立ちを大切に景観・美あふれる風格のある都市景観づくり	
3 多彩な景観資源や個性を尊重した魅力ある都市景観づくり	
4 環境に対応し、地域と共生した産業による地域経済の活性化を目指します。	
施策の方向性	
1 事業者の環境対策や環境関連ものづくりの促進	
2 環境分野の研究・開発、事業展開の促進	
3 地域資源を活用した持続的な経済活動の促進	
基本目標	
2 水と空気と大地がきれいで、安心して暮らせるまち	
分野別目標	
1 クリーンな大気環境の保全に努めます。	
施策の方向性	
1 大気汚染物質発生源に対する規制・指導	
2 大気汚染状況の常時監視による、市民の健康被害発生の未然防止	
2 良好な水環境を整備します。	
施策の方向性	
1 生活排水処理施設整備の総合的な推進	
2 排出規制などの生活排水対策の推進による、公共水域などの水質汚濁防止	
3 安心と安らぎのある生活環境の実現に努めます。	
施策の方向性	
1 悪臭・騒音・振動の規制などによる、市民生活環境の改善及び保全	
2 化学物質による汚染状況の把握、排出事業者規制による、生活環境の保全	
3 地域の環境衛生の保全	
基本目標	
3 リデュース、リユース、リサイクルが徹底され、循環型社会が形成されたまち	
分野別目標	
1 生産、消費段階を含めた「ごみ」そのものの排出抑制を推進します。	
施策の方向性	
1 ごみとなる可能性のある全ての排出の抑制	
2 市民・事業者の自主的な活動の推進	
2 廃棄物の減量化・資源化の推進及び適正処理に努めます。	
施策の方向性	
1 廃棄物の再生利用の推進	
2 廃棄物の適正処理による環境負荷の抑制	
基本目標	
4 地球温暖化対策に対する意識を持ち、行動しているまち	
分野別目標	
1 温室効果ガス削減の取り組みを推進します。	
施策の方向性	
1 ライフスタイルの見直しによる温室効果ガスの排出の抑制	
2 省エネルギー設備等の導入による温室効果ガスの排出の抑制	
3 フロン類等のエネルギー起源CO2以外の温室効果ガスの排出抑制	
2 地域特性を活かした新エネルギー設備の導入等により創エネを推進します。	
施策の方向性	
1 家庭への新エネルギー設備の導入促進	
2 公共施設への新エネルギー設備の率先導入	
基本目標	
5 環境意識を持ち市民一人ひとりが行動するまち	
分野別目標	
1 次世代を担う子どもたちへの環境教育を充実します。	
施策の方向性	
1 これからの時代を担う子どもたちへの環境教育の充実	
2 市民一人ひとりが環境意識をもち行動できるよう、環境教育・環境学習を推進します。	
施策の方向性	
1 環境学習の機会の提供	
2 環境学習や環境活動を支える人(地域・NPO)の育成	

資料:5

市民委員会委員名簿(平成22年2月現在)

氏 名	職業・活動
イシムラ ヨウコ 石村 陽子	神職・「蔵おこし湧々」代表 【総合計画策定市民委員会委員】
オオガ ヒサマサ 大賀 久正	自営業 【総合計画策定市民委員会委員】
オオツカ フミコ 大塚 文子	主婦・蔵おこし湧々、ウェルカムガイド 【総合計画策定市民委員会委員】
オノ タダシ 小野 質	自営業(コンサルタント)
カタヤマ ミカ 片山 美可	主婦
カタヤマ 片山 むつみ	無職
シワク トシフミ 塩飽 敏史	みずしま財団研究員 【総合計画策定市民委員会委員】
ツツミ タカオ 堤 孝雄	ボランティア
ナカムラ ヤスノリ 中村 泰典	NPO法人倉敷町家トラスト代表理事
ハヤシ ノブヒロ 林 伸洋	会社員
フジサワ モトイ 藤沢 基	公務員(岡山県教育長財務課施設班)
モリヤス ツトム 守安 敦	中学校教諭(倉敷市立児島中学校) 倉敷市自然保護監視員
ヤブキ カツトシ 矢吹 勝利	岡山県地球温暖化防止活動推進員、省エネ普及指導員
ヤマサキ ミチコ 山崎 法子	主婦 【総合計画策定市民委員会委員】
ワタナベ リュウジ 渡邊 隆二	市ボランティア不法投棄監視員

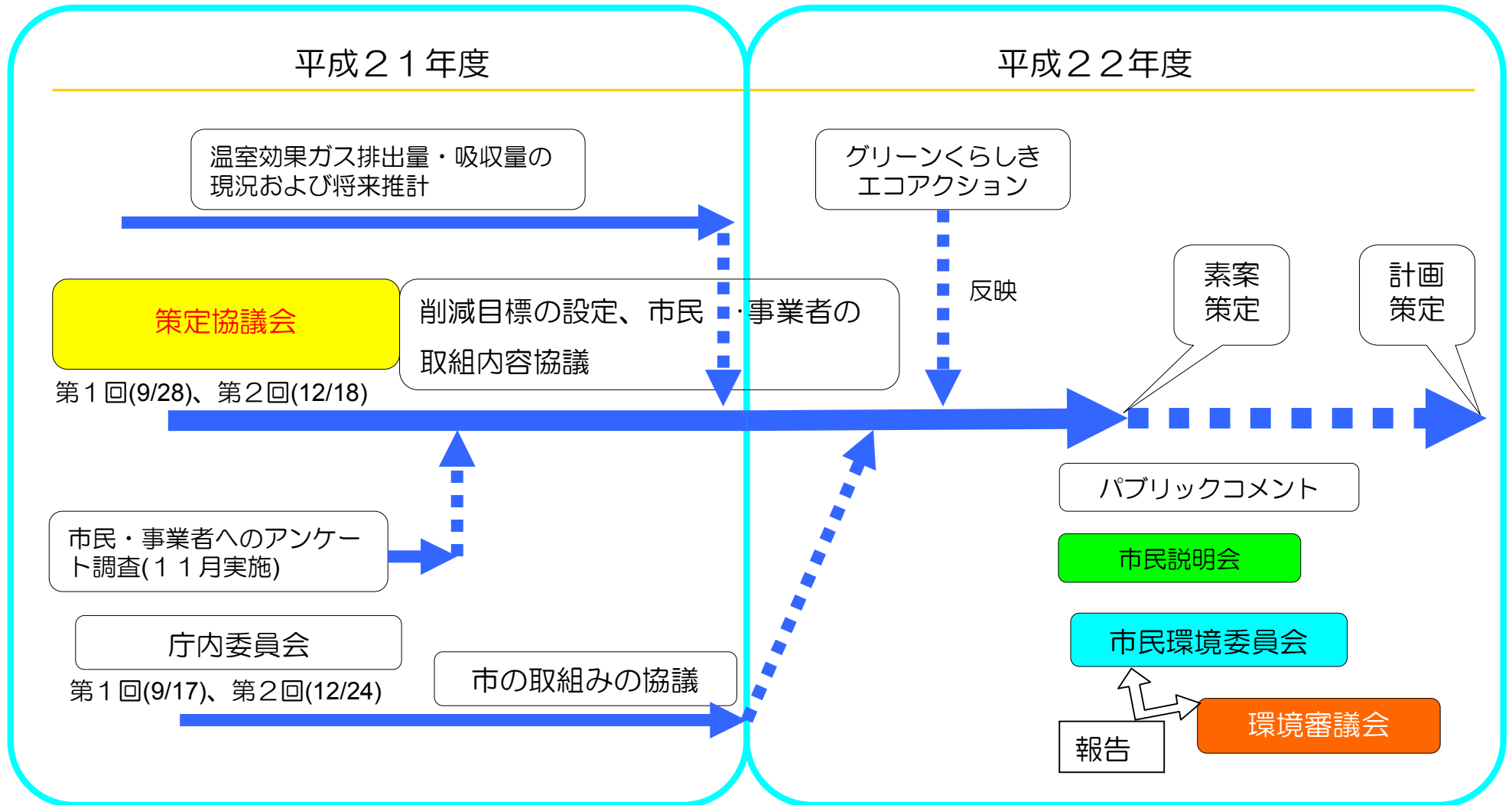


倉敷市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)の策定状況について

H22. 3.18 環境政策部 環境政策課
地球温暖化対策室



地球温暖化対策実行計画策定スケジュール（概要）





現在の進捗状況－１

○倉敷市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定協議会の開催

９月２８日、１２月１８日の２回開催

３月１９日に第３回会議を開催

○策定協議会勉強会の開催

１月２７日、３月１日の２回開催

策定協議会委員が任意で参加し、理解を深めたり、削減に向けた取り組みなどについて話し合う場として設定

○温室効果ガスの排出量、削減可能量の推計等

- ・２００７年度（基準年）の排出量について調査し、協議会で検討中
- ・２０１２年度と２０２０年度の削減可能量について調査し、協議会で検討中



現在の進捗状況－２

○基準年、目標年について

基準年 ２００７年度（平成１９年度）

目標年 短期 ２０１２年度、 中期 ２０２０年度
長期 ２０５０年度 で調整中

○市民・事業者アンケートの送付

市民２,０００名、事業者２００社にアンケート送付

・回収率：市民－３４.５％、事業者－５４.０％

○今後の課題

削減目標値の設定、対策・施策の検討

○庁内委員会の開催

９月１７日、１２月２４日の２回開催

- ・策定協議会での協議事項の報告
- ・対策、施策の洗い出し



次期自然環境保全実施計画 (くらしきネイチャープラン) 策定について (案)



H22.3.18

環境政策部環境政策課





倉敷市自然環境保全実施計画 (くらしきネイチャープラン) 見直しについて

- ネイチャープラン見直し方針について
- 野生生物の野外導入の考え方について
- 種松山野草園の今後のあり方について

ネイチャープラン見直し方針について(1)

■ これまでの経緯

【倉敷市自然環境保全条例】（昭和49年成立）

- ・ 自然環境保全基本計画（第一次）・・・昭和50年～平成 2年
- ・ 自然環境保全基本計画（第二次）・・・平成 3年～平成 7年
- ・ 自然環境保全基本計画（第三次）・・・平成 8年～平成12年

【倉敷市環境基本条例】（平成12年成立）

- 自然環境保全基本計画の策定に係る条項を「自然環境保全条例」から「環境基本条例」に移管
- 公害防止計画と合わせ「環境基本計画」とし、自然環境保全に係るアクションプランとして「自然環境保全実施計画(くらしきネイチャープラン)」を策定。
※策定に当たっては、「倉敷市自然環境保全条例」の精神・理念を尊重する。
 - ・ 自然環境保全実施計画（第一次）・・・平成13年～平成17年
 - ・ 自然環境保全実施計画（第二次）・・・平成18年～平成22年

ネイチャープラン見直し方針について(2)

■ 現在の実施計画の概要

計画期間

2006年度（平成18年度）～2010年度（平成22年度）
（倉敷市環境基本計画期間の後半部分にあたる計画）

根拠・位置付け

倉敷市環境基本計画に基づき、基本目標の一つである「**緑豊かな自然と人の共生する環境**」の目標達成のため、具体的な事業施策の実現に向け策定。

計画構成

- | | |
|----------------------|-----------------|
| 1. 身近な自然の保全 | 5. 自然とふれあいの促進 |
| 2. 水辺の保全 | 6. 地域ごとの自然環境の保全 |
| 3. 緑と自然景観の保全 | 7. 実施計画の推進 |
| 4. 希少野生生物の生息・生育環境の保全 | 8. 自然環境保全施策計画表 |

ネイチャープラン見直し方針について(3)

■ 自然環境保全を取り巻く法令、条約などの状況

- 平成4年 生物多様性条約 批准
- 平成4年 種の保存法 制定
- 平成7年 生物多様戦略国家戦略 閣議決定
- 平成9年 河川法 改正
- 平成9年 環境影響評価法 制定
- 平成11年 食料・農業・農村基本法 制定
- 平成13年 土地改良法 改正
- 平成14年 新・生物多様性国家戦略 閣議決定
- 平成14年 自然再生推進法 策定
- 平成16年 外来生物法 制定
- 平成19年 第三次生物多様性国家戦略 閣議決定
- 平成20年 生物多様性基本法 制定
⇒自治体には生物多様性地域戦略策定努力義務
- 平成22年 第10回生物多様性条約締約国会議(COP10):愛知県名古屋市

ネイチャープラン見直し方針について(4)

■ ネイチャープランの特徴

- 自然環境保全に特化した実施計画は全国でもまれである。
- 関係部局ごと具体的な事業が示されており実効性が高い。
- 自然保護・保全に向けて一定の成果が得られた。

■ 課 題

- 各部局の自然環境保全関連事業の取りまとめになっている面が否めない。
- 各事業の進捗状況は毎年報告しているが、計画の総合的な評価が難しい。
- 現・環境基本計画の目標に個別事業が掲げられており、役割分担が不明確である。
- 各部局の対象事業に変更があった場合、計画に反映しにくい。
- 将来的には、「生物多様性地域戦略」策定に繋げることが必要。

※生物多様性基本法では、中核市に対する「生物多様性地域戦略」の策定義務はないが、努力義務が示されている。

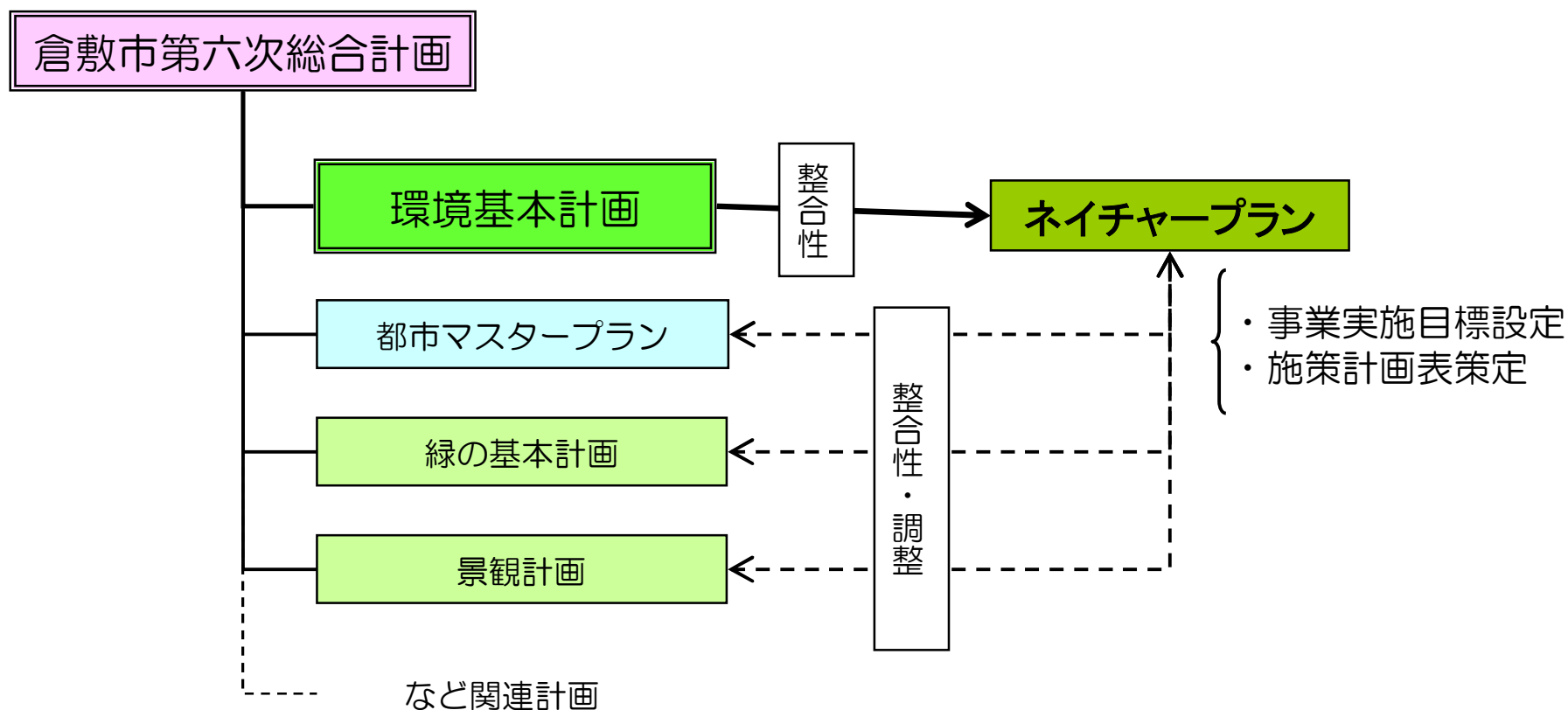
ネイチャープラン見直し方針について(5)

■ 見直しの基本的方針(案)

- 次期環境基本計画目標達成に向けた事業実施目標の設定
- 次期環境基本計画との整合性を図るため、連携し作業を推進
- 具体的な事業施策の実現に向けた施策計画表の策定
- 関連他分野の計画(都市マスタープラン、緑の基本計画、景観計画など)との整合性、調整を図る
- 生物多様性地域戦略検討のための基礎資料調査を盛込む
- 実行期間: 次期総合計画のローリング期間と同じく4年間とする

🌀 ネイチャープラン見直し方針について(6)

■ ネイチャープランの位置づけ



ネイチャープラン策定方針について(7)

■ 今後の予定

- ① くらしきネイチャープラン(2006～2010)の総括（評価と課題）
- ② （仮称）策定懇談会設置：5月頃設置
- ③ 市民アンケート実施：5月末頃予定
- ④ 実施計画連絡会議開催：5月末頃予定
- ⑤ 実施計画（施策計画表）（案）の策定：12月末頃予定
- ⑥ 環境審議会、自然保護監視員、自然保護団体等関係者との意見交換
1月末頃予定

ネイチャープラン策定方針について(9)

■ 市民意見聴取方法について

【倉敷市環境基本条例第8条第3項】規定により，市民・事業者の意見を反映させるため，次の措置を講じる。

① （仮称）策定懇談会の設置

学識経験者・市内環境団体などステークホルダーで組織する。

② 市民アンケートの実施

現状調査・課題抽出アンケートを実施する（1回実施）。

③ 意見交換会

環境審議会、自然保護監視員、自然保護団体等関係者との意見交換。

ネイチャープラン策定方針について(10)

(仮称)策定懇談会の概要(案)

人員構成

- ・ 自然環境保全に関しては，専門性が高いため学識経験者・市内環境団体などで組織
- ・ 人数：6名程度

内 容

- ・ 市民アンケート精査
- ・ 生物多様性地域戦略策定に向けた指標生物、ゾーニング設定など基本方針の検討
 など検討中・・・

ホタル復活に向けた活動への対応について(1)

- 生き物の復活には、近年注目が集まる「生物多様性」への配慮が必要。
- 生物多様性とは
 - すべての生物の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む。
- 生物多様性を理解するためのkey word: 生き物たちの「つながり」と「個性」
 - 「つながり」: 食物連鎖、生態系、日本と世界、地域と地域、水の循環など
 - 「個性」: 同種間の個体差、地域特有の自然、地域の文化、地域固有の風土
- 3つの多様性

生態系の多様性

干潟、森林、河川など
生き物の色々なすみ場所が
あること

種の多様性

生き物の種類が
多いこと

遺伝子の多様性

同じ種類でも遺伝子
レベルでの違いが多く、
個性豊かであること。

ホタル復活に向けた活動への対応について(2)

■ 概 要

近年、自然環境に対する保全意識やノスタルジーから、ホタルを身近なところで復活させたいという市民ニーズが高まっている。

一方、ホタルなど野生生物の人為的な復活は、配慮を怠れば生物多様性へ影響を及ぼすことが危惧される。

<市内における野外へのホタル導入例>

- 真備町美しい森：倉敷ホタル愛好会（H19～：ホタル導入はH18）
- 酒津配水池：酒津ホタルを親しむ会（H21～）

ホタル復活に向けた活動への対応について(3)

■ ホタル復活に向けた活動によるメリット

- 市民が、ホタルなど野生生物とふれ合える場所が、創出できる。
- 活動に市民が自ら参加することができ、市民活動への参加意識が高まる。
- 市民が、ホタルなど野生生物とふれ合うことで、自然環境保全、生物多様性に対する理解が深まる。

■ ホタル復活に向けた活動への懸念

- 外部からのホタル導入により、生物多様性が脅かされる可能性がある。
- ホタルなど野生生物の復活に向けた活動は、あくまで生態系の維持・回復が目的であるが、「観賞」が優先されるあまり、養殖が目的化しがちである。
- ホタルなど野生生物の復活の意義が正しく伝わらない場合、誤った認識を市民に植え付けてしまう。(単にホタルが見られるだけでなく、ホタルが棲める場の生態系の復活が必要)



ホタルなど野生生物の復活に向けた活動へ、どのように対応していくべきか。

種松山野草園の今後のあり方について(1)

■ 概 要

昭和55年瀬戸中央自動車道の工事に伴い、生息地が消滅するサギソウなど湿生植物を現在の野草園の場所へ移植し、種松山移植保護地(通称:種松山野草園)として管理を開始した。

順次施設整備を行なってきたが、近年、南側斜面からササが侵入するなど、植生遷移により「野草園」としての維持管理が困難な状況となりつつある。

現在、「倉敷野草をまもる会」へ管理を委託。



種松山野草移植保護地

(通称:種松山野草園)の概要

- ◆面積 約4,300m² (駐車場含む)
- ◆植栽野草 約230種
- ◆施設 駐車場(5台)、休憩舎、木道

参考:倉敷市種松山野草園の草花

種松山野草園の今後のあり方について(2)

■ 倉敷市種松山野草園の経緯

- 昭和55年(1980) 瀬戸中央自動車道の工事に伴い、生息地が消滅する湿生植物を現在の野草園の場所へ移植
- 昭和56年(1981) 管理を自然保護団体「くらしき野草の会」へ委託
- 昭和57～58年(1982～83) 整地及び道路整備
- 平成 2年 (1990) あずまやの設置
- 平成 3年 (1991) 駐車場整備
- 平成13年 (2001) 木道の整備
- 平成19年3月(2007) 「くらしき野草の会」解散。
- 平成19年4月(2007) 「くらしき野草の会」メンバーの一部が中心となり、「倉敷野草を守る会」が発足、同会へ管理を委託。

種松山野草園の今後のあり方について(3)

■ 課 題

- 南側斜面の笹が侵入し、野草園としての維持管理が困難になりつつある。

※ただし、サギソウ移植箇所は、維持されている。
(地理的条件から、今後も急激な変化はないと思われる。)

- 管理開始後に移植した野草の多くが消失している。
- 「サギソウ等自生種の移植地」かつ「購入野草の観賞地」としての2面性を持つ。



維持管理をどう進めていくか？
種松山野草園の今後のあり方は？